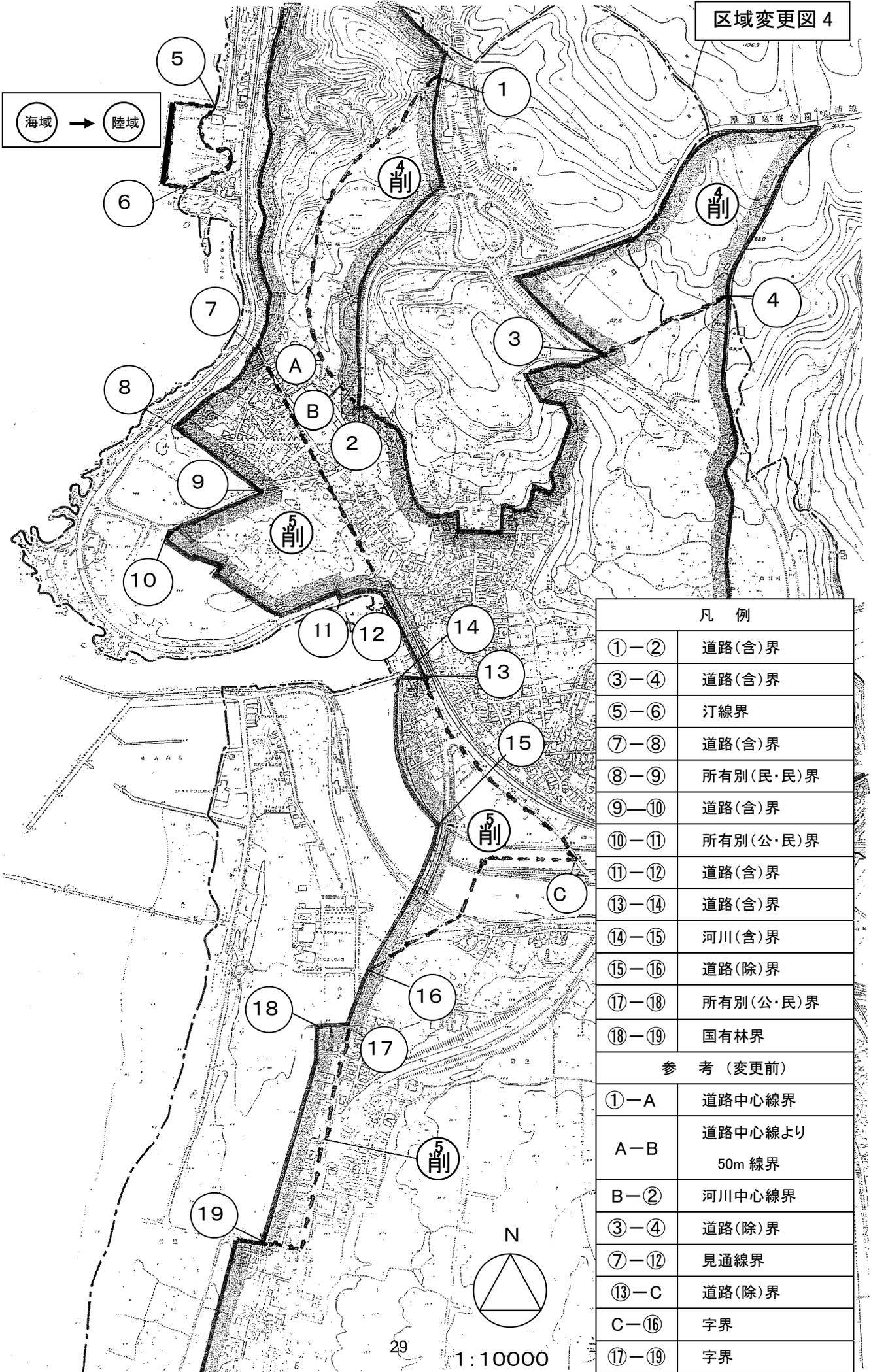


区域変更図 4

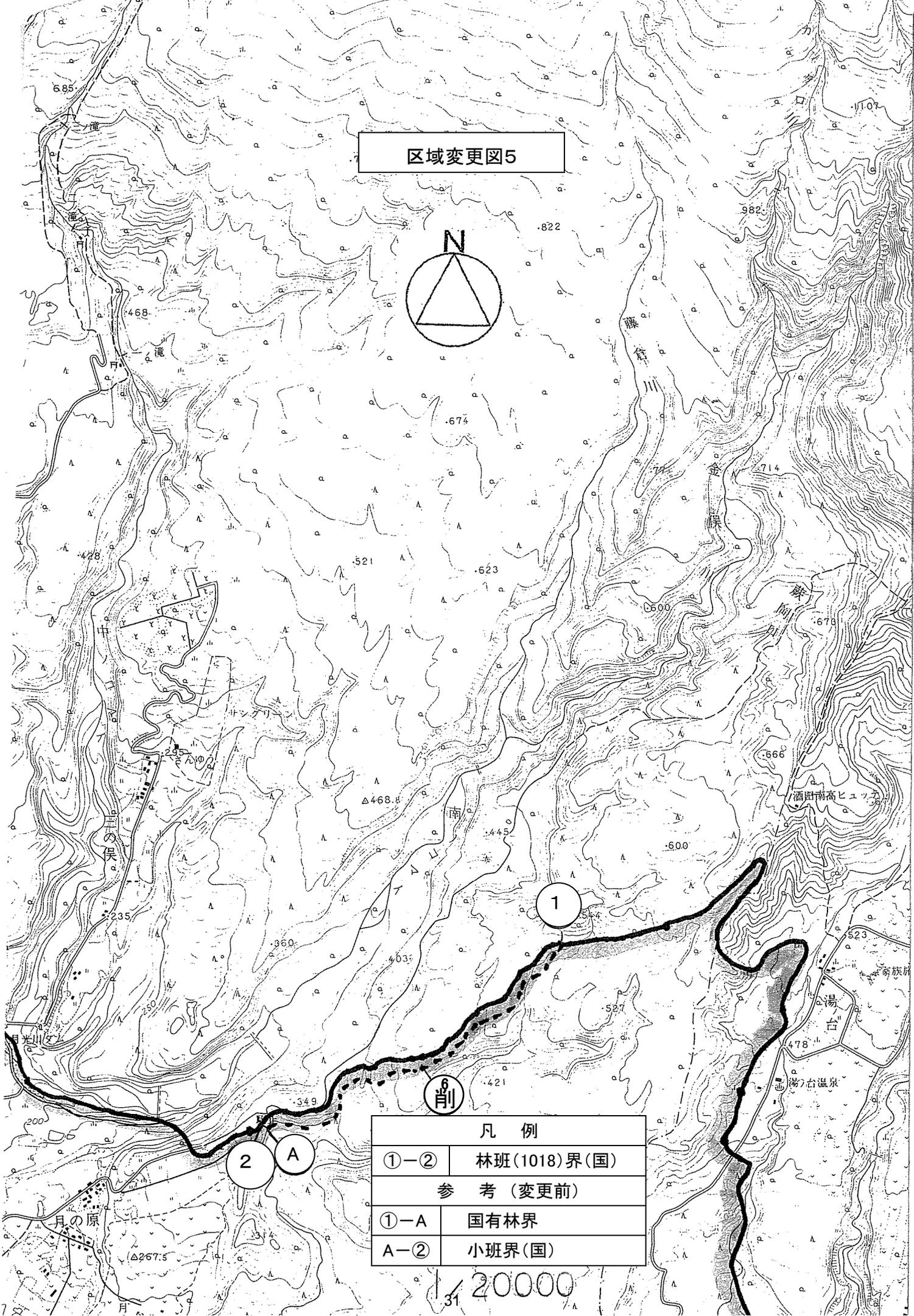
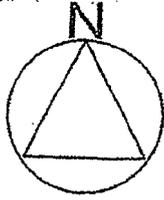
③
拡

海域 → 陸域



凡 例	
①—②	道路(含)界
③—④	道路(含)界
⑤—⑥	汀線界
⑦—⑧	道路(含)界
⑧—⑨	所有別(民・民)界
⑨—⑩	道路(含)界
⑩—⑪	所有別(公・民)界
⑪—⑫	道路(含)界
⑬—⑭	道路(含)界
⑭—⑮	河川(含)界
⑮—⑯	道路(除)界
⑰—⑱	所有別(公・民)界
⑱—⑲	国有林界
参 考 (変更前)	
①—A	道路中心線界
A—B	道路中心線より 50m 線界
B—②	河川中心線界
③—④	道路(除)界
⑦—⑫	見通線界
⑬—C	道路(除)界
C—⑯	字界
⑰—⑲	字界

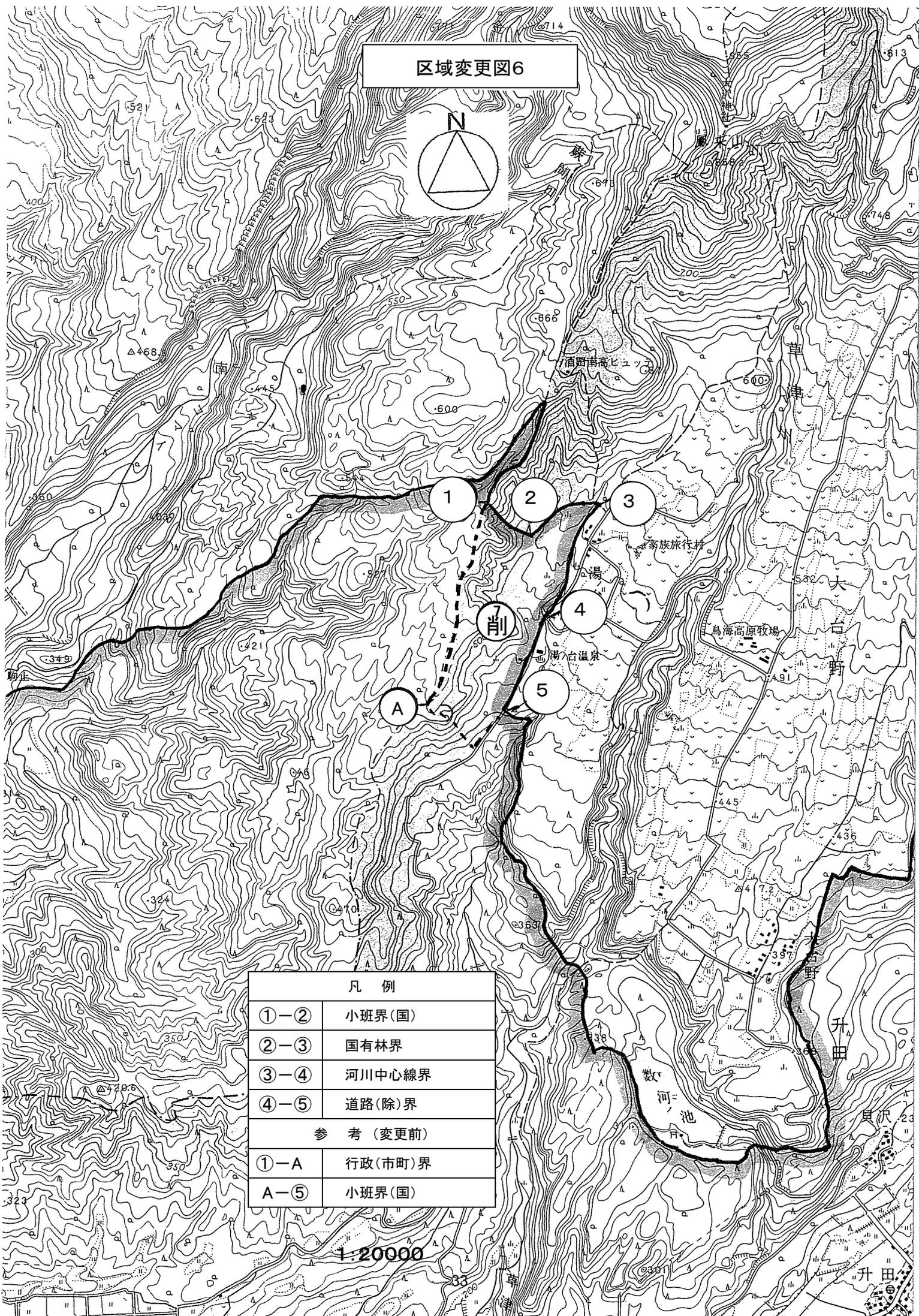
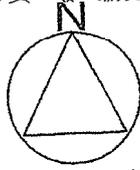
区域変更図5



凡 例	
①-②	林班(1018)界(国)
参 考 (変更前)	
①-A	国有林界
A-②	小班界(国)

20000

区域変更図6



凡 例	
①-②	小班界(国)
②-③	国有林界
③-④	河川中心線界
④-⑤	道路(除)界
参 考 (変更前)	
①-A	行政(市町)界
A-⑤	小班界(国)

1:20000

(2) 変更後の公園区域
鳥海国定公園の区域を次のとおりとする。

(表2:公園区域表)

都道府県名	区域	面積(ha)	
秋田県	由利本荘市内 国有林由利森林管理署1056林班から1067林班まで及び1070林班から1075林班までの全部並びに1047林班、1068林班及び1069林班の各一部 由利本荘市 鳥海町猿倉、鳥海町百宅、矢島町荒沢、矢島町城内及び矢島町元町の各一部	7,501	
	にかほ市内 国有林由利森林管理署62林班から70林班までの全部 にかほ市 象潟町大須郷、象潟町川袋、象潟町象潟、象潟町小砂川、象潟町小滝、象潟町関、象潟町西中野沢、象潟町本郷、象潟町横岡及び畑の各一部	7,901	
		小計	15,402
山形県	酒田市内 国有林庄内森林管理署1021林班から1024林班まで及び1026林班の全部並びに1020林班の一部 酒田市 草津、飛島及び升田の各一部	3,592	
	飽海郡遊佐町内 国有林庄内森林管理署1001林班から1004林班まで、1010林班から1014林班まで、1018林班、1019林班及び1140林班から1142林班までの全部並びに1005林班から1009林班まで及び1016林班の各一部 飽海郡遊佐町 菅里、直世、比子、吹浦及び吉出の各一部	9,961	
		小計	13,553
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁並びに地先海面の全部		(秋田県: 538) (山形県: 3,459)	
合計		28,955	

鳥海国定公園

公園計画書 (公園計画の変更)

目 次

1	基本方針	41
2	規制計画	43
(1)	保護規制計画	43
ア	特別地域	43
(ア)	特別保護地区	45
(イ)	第1種特別地域	49
(ウ)	第2種特別地域	53
(エ)	第3種特別地域	61
イ	普通地域	67
ウ	面積内訳	68
(ア)	地域地区別土地所有別面積(変更後)	68
(イ)	地域地区別市町村別面積	70
3	施設計画	72
(1)	保護施設計画	72
(2)	利用施設計画	74
ア	集団施設地区	74
イ	単独施設	86
ウ	道路	94
(ア)	車道	94
(イ)	歩道	96
4	参考事項	101
(1)	指定植物	101
(2)	過去の経緯	104
(3)	公園計画の変更	106
ア	保護規制計画	106
イ	利用施設計画	132
(ア)	集団施設地区	132
(イ)	単独施設	134
(ウ)	道路(車道)	140
(エ)	道路(歩道)	144

1 基本方針

鳥海国定公園は、日本海に接して屹立する火山孤峰である鳥海山を中心に、海岸部とその沖合の飛島までを含む公園であり、秋田県と山形県の県境に位置する。

本公園の公園計画は、昭和38年7月24日に国定公園の指定と同時に決定され、その後、施設計画の部分的な変更が幾度か行われているものの、指定から40年余りが経過した現在まで、規制計画も含めた公園計画の全般的な見直しは行われていない。

本公園では従来、登山利用が中心であったが、近年は山麓部や里山地域での動植物観察やトレッキングなど、利用形態の多様化が進んでおり、これに対応した規制の強化や利用施設の適正な配置を行うことが必要である。また、住宅の密集化の進行等に対応した規制計画の見直しも必要とされている。

このような状況を踏まえ、本公園の風致景観の維持と適正な利用の推進を図るため、下記の方針により公園計画の全般的な見直し（再検討）を行うものである。

記

(1) 規制計画

ア 特別地域全域にわたり地種区分線を点検し、明確化を図る。

イ 集団施設地区の区域及び整備方針の決定にあわせ、関連区域の地種区分を変更、整理する。

ウ 山麓の湧水帯のうち、開発圧や観光利用の増加が予想され、かつ自然環境を保全する必要性の高い区域について、一定の規制強化を図る。

エ 規制計画と現在の土地利用形態とを比較し、自然環境の保全を図る必要性が高まる区域あるいは植生自然度が高まりつつある区域については、現状の植生に応じた規制強化を図る。

オ 公園指定時より建築物が連担しているなど景観上特別地域の要件を欠き、今後とも公園管理上特別地域として維持することが困難または不必要な地域については特別地域から削除する。

(2) 施設計画

鳥海山は山岳信仰の延長にある登頂を主体としたレクリエーション利用が行われてきたが、近年は高山植物観察、ブナ帯での森林浴あるいは里山トレッキングなど、また海岸や離島においては、従来の海水浴や海釣りに加えて、サーフィンやバードウォッチングなど、利用形態の多様化が進行しているところであり、これら幅広い利用者のニーズを踏まえ、自然環境の保護と適正な利用の促進を図るものとする。

ア 集団施設地区

公園の適正利用のための施設を総合的に整備し快適な公園利用の拠点とするため、現行の集団施設地区について位置、立地条件等を再検討し、区域及び整備方針を決定する。

なお、善神池集団施設地区については、利用施設を総合的に整備するための地理的条件

を有しておらず、公園利用上の必要性も乏しいため削除し、園地計画に振り替えることとする。

イ 単独施設

単独施設については、当該施設による環境負荷と周辺の自然環境の復元性の強弱に十分留意し、稜線や高山植物帯における野営場やスキー場など負荷の大きい計画を廃止する一方、現在の利用状況を踏まえ、山麓及び里山地域における計画を充実させ、無秩序な利用を回避する。

ウ 車道

公園指定から現在まで整備されておらず、今後とも整備予定のないものであって、公園利用上の必要性も乏しい区間を廃止する。一方、既存の車道のうち公園利用者の利用に供されているものについては、公園計画に位置づける。

エ 歩道

高度な経験や技術を要するため現在利用されていない又は一部の登山者の利用に限定されている路線や区間を廃止する。一方、利用形態の変化に伴って現在広く利用されている路線あるいは利用が見込まれる路線については、公園計画に位置づけ適正な環境保全と利用者の安全確保が可能となるようにする。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表3：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積(ha)	
秋田県	由利本荘市内 国有林由利森林管理署1056林班から1075林班までの全部及び1047林班の一部 由利本荘市 鳥海町猿倉、鳥海町百宅、矢島町荒沢、矢島町城内及び矢島町元町の各一部	7,501	
	にかほ市内 国有林由利森林管理署62林班から70林班までの全部 にかほ市 象潟町大須郷、象潟町川袋、象潟町象潟、象潟町小砂川、象潟町小滝、象潟町関、象潟町西中野沢、象潟町本郷、象潟町横岡及び畑の各一部	7,901	
		小計	15,402
山形県	酒田市内 国有林庄内森林管理署1021林班から1024林班まで及び1026林班の全部並びに1020林班の一部 酒田市 草津、飛鳥及び升田の各一部	3,592	
	飽海郡遊佐町内 国有林庄内森林管理署1001林班から1004林班まで、1010林班から1014林班まで、1018林班、1019林班及び1140林班から1142林班までの全部並びに1005林班から1009林班まで及び1016林班の各一部 飽海郡遊佐町 菅里、直世、比子、吹浦及び吉出の各一部	9,782	
		小計	13,374
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部			
合 計			28,776

(ア) 特別保護地区
 特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表4：特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面積(ha)	
山形県	酒田市 飛島の一部	6	
	飽海郡遊佐町 吹浦の一部	820	
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部			
合 計			826

(表5：特別保護地区内訳表)

名 称	区 域
御積島及び烏帽子 群島	山形県酒田市 飛島の一部
鳥海山	山形県飽海郡遊佐町 吹浦の一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>飛島の中でも特に地形・地質に特徴がみられる地区である。御積島は第3期層凝灰岩を貫いて噴出した石英粗面岩であり、海食洞には竜鱗と呼ばれる特異な沈殿物がみられる。烏帽子群島は玄武岩の柱状摂理からなり、別名材木岩とも呼ばれている。また、国指定天然記念物に指定されているウミネコの繁殖地もみられる。</p> <p>これらのことから、特に嚴重に景観の維持を図るべき地区である。 【旧計画：特別保護地区】</p>	6
<p>本公園の中心である鳥海山の高山部であり、鳥海新山を主峰とする変化に富んだ火山地形と、雪田草原や風衝草原に発達した高山植物群落がみられる。また、鳥海新山の山頂付近には、鳥海山信仰の中心である鳥海山大物忌神社本社がある。</p> <p>これらのことから、本公園の中核として特に嚴重に景観の維持を図るべき地区である。 【旧計画：特別保護地区】</p>	820
<p style="text-align: center;">合 計</p>	826

(イ) 第1種特別地域
次の区域を第1種特別地域とする。

(表6：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
秋田県	由利本荘市内 国有林由利森林管理署 1047 林班、1061 林班、1064 林班及び 1073 林班の各一部 由利本荘市 鳥海町百宅の一部	220	
	にかほ市内 国有林由利森林管理署 66 林班の一部	20	
		小計	240
山形県	酒田市内 国有林庄内森林管理署 1022 林班及び 1023 林班の各一部	540	
	飽海郡遊佐町内 国有林庄内森林管理署 1004 林班の一部 飽海郡遊佐町 吹浦の一部	2,595	
		小計	3,135
合 計			3,375

(表7：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域
鳥海山	秋田県由利本荘市内 国有林由利森林管理署 1 0 6 4 林班及び 1 0 7 3 林班の各一部 秋田県にかほ市内 国有林由利森林管理署 6 6 林班の一部 山形県酒田市内 国有林庄内森林管理署 1 0 2 2 林班及び 1 0 2 3 林班の各一部 山形県飽海郡遊佐町内 国有林庄内森林管理署 1 0 0 4 林班の一部 山形県飽海郡遊佐町 吹浦の一部
法体の滝	秋田県由利本荘市内 国有林由利森林管理署 1 0 4 7 林班及び 1 0 6 1 林班の一部 秋田県由利本荘市 鳥海町百宅の一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>鳥海山には、日本海側多雪山地の特徴である、亜高山針葉樹高木を欠く植生の垂直分布が典型的な形で発達しており、本地域の植生は、ミヤマナラに代表される偽高山帯植生及び矮化したブナ帯となっている。</p> <p>鶴間池周辺は、鳥海山南麓では唯一ブナの極相林がまとまって残る地区であり、国内希少野生動植物種であり国指定天然記念物であるイヌワシや、国指定天然記念物であるヤマネが生息している。また、鶴間池はモリアオガエルの繁殖地として山形県の天然記念物となっている。</p> <p>これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。</p> <p>【旧計画：第1種特別地域】</p>	<p>(秋田県： 165ha) (山形県： 3,135ha)</p> <p>3,300</p>
<p>クリ、ミズナラ等の二次林を主とする植生域であり、下玉田川流域及び玉田川渓谷には良好な河畔植生が成立している。日本の滝百選の一つである法体の滝や玉田渓谷が優れた景観を呈しており、法体の滝周辺の園地ではレクリエーション利用が、玉田渓谷では歩道による自然探勝利用が行われている。また、法体の滝上流部にみられる甌穴は、秋田県の天然記念物となっている。</p> <p>これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。</p> <p>【旧計画：第1種特別地域】</p>	<p>75</p>
<p>合 計</p>	<p>3,375</p>

(ウ) 第2種特別地域
次の区域を第2種特別地域とする。

(表8：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
秋田県	由利本荘市内 国有林由利森林管理署 1047 林班及び 1059 林班から 1073 林班までの各一部 由利本荘市 鳥海町猿倉、鳥海町百宅、矢島町荒沢、矢島町城内及び矢 島町元町の各一部	2,168	
	にかほ市内 国有林由利森林管理署 65 林班から 70 林班までの各一部 にかほ市 象潟町大須郷、象潟町川袋、象潟町象潟、象潟町小砂川、 象潟町小滝、象潟町西中野沢、象潟町本郷及び象潟町横岡 の各一部	2,651	
		小計	4,819
山形県	酒田市内 国有林庄内森林管理署 1021 林班、1022 林班及び 1 024 林班の各一部 酒田市 草津、飛鳥及び升田の各一部	957	
	飽海郡遊佐町内 国有林庄内森林管理署 1003 林班から 1013 林班ま で、1016 林班、1018 林班、1019 林班及び 11 42 林班の各一部 飽海郡遊佐町 直世、吹浦及び吉出の各一部	1,301	
		小計	2,258
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部			
合 計			7,077

(表9：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域
象潟島	秋田県にかほ市 象潟町象潟の一部
飛島	山形県酒田市 飛島の一部
車道葎川線沿線	秋田県由利本荘市内 国有林由利森林管理署1065林班から1072林班までの各一部 秋田県由利本荘市 矢島町城内の一部
車道鉾立吹浦線 (鳥海ブルーライン)沿線	秋田県にかほ市 象潟町小滝、象潟町西中野沢及び象潟町本郷の各一部
鶯川林道沿線	秋田県由利本荘市内 国有林由利森林管理署1066林班から1068林班までの各一部 秋田県由利本荘市 矢島町荒沢及び矢島町元町の各一部
鳥海山北斜面	秋田県にかほ市内 国有林由利森林管理署65林班から70林班までの各一部 秋田県にかほ市 象潟町西中野沢及び象潟町横岡の各一部
小砂川海岸	秋田県にかほ市 象潟町大須郷、象潟町川袋及び象潟町小砂川の各一部
鳥海山東斜面	秋田県由利本荘市内 国有林由利森林管理署1059林班、1062林班から1064林班まで及び1073林班の各一部 秋田県由利本荘市 鳥海町猿倉、鳥海町百宅、矢島町城内及び矢島町元町の各一部
観音森・猿倉鉾立間	秋田県にかほ市 象潟町小砂川及び象潟町西中野沢の各一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>象潟は、かつて鳥海山から噴出した泥流が海水の浸食で削られ、入り江状の潟に大小の島々が浮かんでいたが、1804年の象潟大地震で地盤が隆起して陸地となったものである。潟の失われた九十九島は地質学的に大変貴重とされ、国指定天然記念物に指定されている。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> <p>【旧計画：第2種特別地域】</p>	602
<p>飛島は酒田市の西北約40kmの海上に位置する面積270haの孤島である。全島が海蝕台地からなり、島の西側には海岸段丘がみられ、周縁部には波食台が発達している。高緯度に位置しながら、対馬暖流の影響を受けた独特な植物相を有しており、暖流系のタブ林が特徴ある景観を呈している。また、多様な環境を有し、渡りのルートにもなっていることから、多くの鳥類が確認されている。</p> <p>これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> <p>【旧計画：第2種特別地域（一部拡張）】</p>	255
<p>本公園の主要な利用動線の一つである車道被川線の沿線の一部であり、車道沿線の景観を保全する観点から、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> <p>【旧計画：第2種特別地域】</p>	107
<p>利用者の多い車道吹浦鉾立線（鳥海ブルーライン）の沿線であり、下部においては森林景観の中を走行でき、上部の鉾立展望台においては平野部や日本海の眺望が得られるなど、本公園の魅力を比較的容易に堪能することができる地域である。また、車道の起点付近には国の名勝である奈曽の白滝がある。これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> <p>【旧計画：第2種特別地域】</p>	344
<p>車道被川線のうち鶯川林道の沿線であり、車道沿線の景観を保全する観点から、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> <p>【旧計画：第2種特別地域】</p>	40
<p>30齡級以上の大径木から成るブナ林を主とした植生が分布し、優れた森林景観を呈していることから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> <p>【旧計画：第2種特別地域】</p>	1,089
<p>三崎溶岩によって覆われた火山岩海岸であり、海蝕により形成された奇岩怪岩がみられ、優れた海岸景観を呈していることから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> <p>【旧計画：第2種特別地域】</p>	75
<p>ブナの自然林及び二次林を主とした植生が分布し、ブナ矮性林や亜高山帯植生も見られ、優れた森林景観を呈していることから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> <p>【旧計画：第2種特別地域】</p>	1,912
<p>溶岩円頂丘である観音森や猿穴噴火口といった特徴ある火山地形がみられ、ブナの自然林及び二次林が分布していることから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> <p>【旧計画：第2種特別地域】</p>	541

名 称	区 域
車道百宅線沿線	秋田県由利本荘市内 国有林由利森林管理署 1047 林班、1059 林班から 1062 林班までの各一部 秋田県由利本荘市 鳥海町百宅の一部
大平	山形県飽海郡遊佐町内 国有林庄内森林管理署 1003 林班から 1007 林班までの各一部 山形県飽海郡遊佐町 吹浦の一部
三崎公園十六羅漢間	山形県飽海郡遊佐町 吹浦の一部
鳥海山南斜面	山形県酒田市内 国有林庄内森林管理署 1021 林班の一部 山形県飽海郡遊佐町内 国有林庄内森林管理署 1011 林班、1013 林班及び 1019 林班の各一部
鳥海山南東斜面	山形県酒田市内 国有林庄内森林管理署 1022 林班及び 1024 林班の各一部
歩道長坂鳥の海線沿線	山形県飽海郡遊佐町内 国有林庄内森林管理署 1008 林班及び 1009 林班の各一部
吹浦	山形県飽海郡遊佐町内 国有林庄内森林管理署 1142 林班の一部 山形県飽海郡遊佐町 吹浦の一部
大物忌神社・丸池	山形県飽海郡遊佐町 吹浦の一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>車道百宅線のうち、起点から利用拠点である大清水を結ぶ区間の沿線であり、車道沿線の景観を保全する観点から、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。 【旧計画：第2種特別地域】</p>	109
<p>本地域は、利用拠点である大平の周辺、溶岩円頂丘である観音森の南斜面及び車道吹浦鉾立線（鳥海ブルーライン）の沿線からなる。 大平の周辺には、矮性林を含む15齢級以上のブナ林が分布するとともに、ブナ萌芽再生林を観察することができる。また、吹浦鉾立線の沿線は、下部においては森林景観の中を、上部においては庄内平野や日本海の眺望を得ての走行ができるなど、本公園の魅力と比較的容易に堪能することができる地域である。 これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。 【旧計画：第2種特別地域（一部拡張）】</p>	543
<p>本地域は、鳥海山の溶岩が日本海に流れ込んでできた岩礁海岸が連続し、優れた海岸景観を呈している。三崎公園には、山形県の天然記念物になっている良好なタブ林がみられる。十六羅漢岩は江戸時代末期に溶岩崖に仏像を刻んだもので、特異な景観を呈している。これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。 【旧計画：第2種特別地域（一部削除）】</p>	25
<p>15齢級以上のブナ林及び矮性林を含むブナ二次林が分布し、優れた森林景観を呈していることから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。 【旧計画：第2種特別地域】</p>	425
<p>15齢級以上のブナ林が分布し、優れた森林景観を呈していることから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。 【旧計画：第2種特別地域】</p>	392
<p>鳥海山登山道の1つである歩道長坂鳥の海線の沿線であり、歩道沿線の景観を保全する観点から、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。 【旧計画：第2種特別地域】</p>	102
<p>月光川の河口に位置し、庄内砂丘の最北端にあたる地域であり、白砂青松の優れた海岸景観を呈している。快水浴場百選の一つである西浜海水浴場やキャンプ場等があり、交通の便にも恵まれているため、本公園の利用拠点として集団施設地区になっている。 これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。 【旧計画：第2種特別地域（一部削除）】</p>	48
<p>鳥海山大物忌神社口ノ宮境内であり、社叢はスギやアカマツが混生するが、タブ・ヤブツバキ型森林群落の面影を残している。 丸池は鳥海山麓湧水群の1つであるが、湧水のみを水源とする沼は神格化され大物忌神社有地となっており、遊佐町指定天然記念物にもなっている。周囲はスギ植林地であるが、湖畔には大物忌神社社叢と同じくタブ・ヤブツバキ型森林群落の面影を見ることができる。 これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。 【旧計画：第2種特別地域（一部拡張）】</p>	6

名 称	区 域
車道岩野二の滝 線・歩道鉾立二の 滝線沿線	山形県飽海郡遊佐町内 国有林庄内森林管理署 1010 林班から 1012 林班までの各一部 山形県飽海郡遊佐町 吹浦の一部
歩道蕨岡口鳳来山 線・歩道鳳来山大 倉滝線沿線	山形県飽海郡遊佐町内 国有林庄内森林管理署 1016 林班、1018 林班及び 1019 林班の 各一部 山形県飽海郡遊佐町 吹浦の一部
車道湯ノ台滝ノ小 屋線沿線	山形県酒田市内 国有林庄内森林管理署 1021 林班の一部 山形県酒田市 草津及び升田の一部
湯の台	山形県酒田市 草津の一部
数河ノ池	山形県酒田市 升田の一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>車道岩野二の滝線及び歩道鉾立二の滝線の沿線であり、数多くの滝が連続し、優れた景観を呈している。このような車道及び歩道沿線の景観を保全する観点から、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。 【旧計画：第2種特別地域】</p>	89
<p>吹浦口と並ぶ伝統的な烏海山参拝登山道の沿線であり、歩道沿線の景観を保全する観点から、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。 【旧計画：第2種特別地域（一部削除）】</p>	86
<p>車道湯ノ台滝ノ小屋線の沿線であり、台地状の火山性高原上に位置する。下部においては牧草地より烏海山を眺望でき、広葉樹林帯となっている上部は四季の変化に富んだ森林景観を呈している。車道沿線の景観を保全する観点から、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。 【旧計画：第2種特別地域（一部拡張）】</p>	192
<p>台地状の火山性高原の一部であり、主に牧草地及びススキ草原となっているが、一部に温泉を活用した宿泊施設等の利用施設が整備されており、本公園の利用拠点として集団施設地区になっている。 集団施設地区内の景観を保全する観点から、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。 【旧計画：第2種特別地域（一部拡張・削除）】</p>	79
<p>大正期に造られた農業用ため池を中心とした地域であり、池の周囲はスギの植林地に囲まれている。烏海山の山頂を遠望する優れた景観を有しており、本公園の利用拠点の一つとなっていることから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。 【旧計画：第2種特別地域】</p>	16
<p>合 計</p>	7,077

(工) 第3種特別地域
次の区域を第3種特別地域とする。

(表10：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
秋田県	由利本荘市内 国有林由利森林管理署1057林班、1058林班、 1074林班及び1075林班の全部並びに1047 林班、1056林班及び1059林班から1072林 班までの各一部 由利本荘市 鳥海町猿倉、鳥海町百宅、矢島町荒沢、矢島町城内及 び矢島町元町の各一部	5,113	
	にかほ市内 国有林由利森林管理署62林班から64林班までの全 部並びに65林班から68林班まで及び70林班の各 一部 にかほ市 象潟町大須郷、象潟町川袋、象潟町小砂川、象潟町小 滝、象潟町関、象潟町西中野沢、象潟町本郷、象潟町 横岡及び畑の各一部	5,230	
		小計	10,343
山形県	酒田市内 国有林庄内森林管理署1026林班の全部並びに10 20林班から1024林班までの各一部 酒田市 草津及び升田の各一部	2,089	
	飽海郡遊佐町内 国有林庄内森林管理署1001林班、1002林班、 1014林班、1140林班及び1141林班の全部 並びに1003林班から1006林班まで、1008 林班から1013林班まで、1018林班、1019 林班及び1142林班の各一部 飽海郡遊佐町 菅里、直世、比子、吹浦及び吉出の各一部	5,066	
		小計	7,155
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部			
合 計			17,498

(表11：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域
鳥海山北東麓	秋田県由利本荘市内 国有林由利森林管理署 1 0 6 5 林班から 1 0 7 2 林班までの各一部 秋田県由利本荘市 鳥海町猿倉、鳥海町百宅、矢島町荒沢、矢島町城内及び矢島町元町の各一部
鳥海山北側高原	秋田県由利本荘市内 国有林由利森林管理署 1 0 7 4 林班から 1 0 7 5 林班までの各一部 秋田県にかほ市内 国有林由利森林管理署 6 2 林班から 6 4 林班までの全部並びに 6 5 林班から 6 8 林班まで及び 7 0 林班の各一部 秋田県にかほ市 象潟町本郷、象潟町横岡並びに畑の一部
鳥海山北西麓	秋田県にかほ市 象潟町小滝、象潟町関、象潟町西中野沢及び象潟町横岡の一部
鳥海山東麓	秋田県由利本荘市内 国有林由利森林管理署 1 0 4 7 林班、1 0 5 6 林班から 1 0 6 4 林班までの各一部 秋田県由利本荘市 鳥海町猿倉、鳥海町百宅及び矢島町城内の各一部
小砂川駅周辺	秋田県にかほ市 象潟町大須郷、象潟町川袋及び象潟町小砂川の一部
鳥海山秋田県西麓	秋田県にかほ市 象潟町小砂川の一部
鳥海山山形県西麓	山形県飽海郡遊佐町内 国有林庄内森林管理署 1 0 0 1 林班及び 1 0 0 2 林班の全部並びに 1 0 0 3 林班から 1 0 0 6 林班までの各一部 山形県飽海郡遊佐町 吹浦の一部
上ノ台・兜山	山形県酒田市内 国有林庄内森林管理署 1 0 2 6 林班の全部並びに 1 0 2 1 林班から 1 0 2 4 林班までの各一部 山形県酒田市 升田の一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>広葉樹二次林と伐採後地群落及びスギ植林が入り組んだ植生域である。矢島スキー場、木境展望所などの公園施設がみられるほか、各種レクリエーション施設や宿泊施設がみられる花立地区に近接している。また、鳥海山の秋田県側で唯一温泉が出る湯ノ沢地区の後背地となっている。</p> <p>これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> <p>【旧計画：第3種特別地域】</p>	1,868
<p>鳥海山の北部に位置する広大な高原地帯であり、ブナ二次林とスギ植林を主とする植生域である。日本の重要湿地500に選定されている鳥海山北麓湿地群の一部である桑ノ木台湿原には湿性植生がみられ、その周囲をブナの自然林がとりまいている。また、中島台の獅子ヶ鼻湿原の湿性植生は、学術的価値が極めて高いものであり、国指定天然記念物となっている。</p> <p>これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> <p>【旧計画：第3種特別地域】</p>	2,857
<p>スギ植林を中心とした植生域であり、切り残された広葉樹二次林がモザイク状に入り組んで分布しており、ところどころに集落が点在している。また、主要な利用地点である元滝が含まれるほか、奈曽の白滝や栗山池にも近接している。これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> <p>【旧計画：第3種特別地域】</p>	1,997
<p>広葉樹二次林と伐採跡地群落及びスギ植林が入り組んだ植生域である。県境付近には、伐採が虫食い状態に存在するものの、ブナ自然林が一面に広がっている。これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> <p>【旧計画：第3種特別地域】</p>	2,980
<p>平野部の国道及び鉄道沿線にあたり、水田及び集落がみられる地域である。北限に近いタブノキ林、ギフチョウの生息域や街道沿いの人文景観が点在することから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> <p>【旧計画：第3種特別地域】</p>	75
<p>主に広葉樹二次林と伐採跡地群落による植生域であり、スギ植林も点在している。海岸部から山頂へ至る稜線を形成する部分であり、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> <p>【旧計画：第3種特別地域】</p>	566
<p>猿穴から流出した溶岩の分布域にほぼ対応する地域であり、スギ植林、ミズナラ二次林等の植生域となっている。海面から山頂への稜線を形成する部分であり、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> <p>【旧計画：第3種特別地域（一部拡張・削除）】</p>	2,544
<p>ブナ帯の中にスギ植林地が見られる地区である。東斜面は丁岳山地へ連なっており野生生物の生息域として風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p> <p>【旧計画：第3種特別地域】</p>	1,495

名 称	区 域
鳥海山南麓	山形県飽海郡遊佐町内 国有林庄内森林管理署 1014 林班の全部並びに 1008 林班から 1013 林班まで、1018 林班及び 1019 林班の各一部 山形県飽海郡遊佐町 吉出の一部
湯の台・大台野	山形県酒田市内 国有林庄内森林管理署 1020 林班及び 1021 林班の各一部 山形県飽海郡遊佐町内 国有林庄内森林管理署 1019 林班の一部 山形県酒田市 草津及び升田の一部
庄内浜	山形県飽海郡遊佐町内 国有林庄内森林管理署 1140 林班及び 1141 林班の全部並びに 1142 林班の一部 山形県飽海郡遊佐町 菅里及び比子の一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>スギ植林地と開拓地を主体とする地域であるが、上部にはブナ帯も見られる。この一帯は、酒田市及び遊佐町の中心部からよく見える場所であることから、鳥海山の核心部と一体として良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。 【旧計画：第3種特別地域（一部拡張）】</p>	2,255
<p>台地状の火山性高原の一部であり、主に牧草地あるいはススキ草原となっており、開拓農業地としての景観を呈している。鳳来山の山麓はブナ・ミズナラ二次林を主として、冬季風衝地にはミネカエデ群落がみられ、里山的な自然観察の場として適している。 これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。 【旧計画：第3種特別地域（一部拡張・削除）】</p>	608
<p>西浜から日向川に至る砂浜海岸及び防砂林であり、白砂青松の優れた海岸景観を呈していることから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。 【旧計画：第3種特別地域】</p>	253
<p>合 計</p>	7,796

イ 普通地域
普通地域は、次のとおりである。

(表12：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
秋田県			
		小計	0
山形県	飽海郡遊佐町 直世及び吹浦の一部	179	
		小計	179
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁並びに陸域の公園区域の地先海面の全部		(秋田県： 538) (山形県：3,459)	
合 計			179

ウ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積 (変更後)

(表13: 地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特別地域								
地種区分		特別保護地区			第1種			第2種		
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私
秋田県	土地所有別面積 (比率)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	185 (77.1)	0 (0.0)	55 (22.9)	3,179 (66.0)	865 (17.9)	775 (16.1)
	地種区分別面積 (比率)				240 (1.6)			4,819 (31.3)		
	地域地区別面積 (比率)	0 (0.0)								
	地域別面積 (比率)									
山形県	土地所有別面積 (比率)	0 (0.0)	0 (0.0)	826 (100.0)	3,090 (98.6)	0 (0.0)	45 (1.4)	1,721 (76.2)	262 (11.6)	275 (12.2)
	地種区分別面積 (比率)				3,135 (23.1)			2,258 (16.7)		
	地域地区別面積 (比率)	826 (6.1)								
	地域別面積 (比率)									
合計	土地所有別面積 (比率)	0 (0.0)	0 (0.0)	826 (100.0)	3,275 (97.0)	0 (0.0)	100 (3.0)	4,900 (69.2)	1,127 (15.9)	1,050 (14.8)
	地種区分別面積 (比率)				3,375 (11.7)			7,077 (24.4)		
	地域地区別面積 (比率)	826 (2.9)								
	地域別面積 (比率)									

特別保護地区はいずれも神社有地

(単位：面積ha、比率%)

第3種			普通地域 (陸域)			合 計 (陸域)			参 考	
									普通地域 (海域)	合 計 (陸域+海域)
国	公	私	国	公	私	国	公	私		
5,676 (54.9)	3,672 (35.5)	995 (9.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9,040 (58.7)	4,537 (29.5)	1,825 (11.8)		
10,343 (67.2)										
15,402 (100.0)										
15,402 (100.0)						0 (0.0)			15,402	538
5,191 (72.6)	20 (0.3)	1,944 (27.2)	2 (1.1)	2 (1.1)	175 (97.8)	10,004 (73.8)	284 (2.1)	3,265 (24.1)		
7,155 (52.8)										
12,548 (92.6)										
13,374 (98.7)						179 (1.3)			13,553	3,459
10,867 (62.1)	3,692 (21.1)	2,939 (16.8)	2 (0.0)	2 (0.0)	175 (97.8)	19,044 (65.8)	4,821 (16.6)	5,090 (17.6)		
17,498 (60.4)										
27,950 (96.5)										
28,776 (99.4)						179 (0.6)			28,955	3,997
										17,012
										32,952

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表14：地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村名		現行						
		特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)
		特 保	第 一 種	第 二 種	第 三 種	小 計		
秋田県	由利本荘市	0	220	2,168	5,113	7,501	0	7,501
	にかほ市	0	20	2,651	5,230	7,901	0	7,901
小計		0	240	4,819	10,343	15,402	0	15,402
山形県	酒田市	6	540	904	2,166	3,616	0	3,616
	飽海郡 遊佐町	820	2,595	1,332	5,089	9,836	176	10,012
小計		826	3,135	2,236	7,255	13,452	176	13,628
合計		826	3,375	7,055	17,598	28,854	176	29,030

変更前公園面積は、再計測により得た値に基づくものである。

再計測を行う前の鳥海国立公園の陸域面積は27,523ha(秋田県15,834ha、山形県11,689ha)。

変更後							増減
特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	陸域 (B - A)
特 保	第 一 種	第 二 種	第 三 種	小 計			
0	220	2,168	5,113	7,501	0	7,501	75
0	20	2,651	5,230	7,901	0	7,901	
0	240	4,819	10,343	15,402	0	15,402	
6	540	957	2,089	3,592	0	3,592	
820	2,595	1,301	5,066	9,782	179	9,961	
826	3,135	2,258	7,155	13,374	179	13,553	
826	3,375	7,077	17,498	28,776	179	28,955	

- 3 施設計画
(1) 保護施設計画
保護施設計画を次のとおりとする。

(表15：保護施設計画表)

番号	種類	位置
1	動物繁殖施設	山形県酒田市草津(湯の台)

整備方針	旧計画との関係
<p>鳥海山にはイヌワシ、クマタカ、ハヤブサをはじめとする各種の猛禽類が生息しており、平成12年より環境省猛禽類保護センターが整備され、生態研究が継続されていることから、猛禽類保護センターを核として、猛禽類を中心とした保護・繁殖機能を有する施設を維持充実する。</p>	<p>平成11. 4.20告示</p>

- (2) 利用施設計画
 ア 集団施設地区
 集団施設地区を次のとおりとする。

(表16：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標
1	鉾立	秋田県にかほ市象潟町 小滝の一部	<p>本地区は、主要な利用導線である車道鉾立吹浦線（鳥海ブルーライン）沿線において、最も標高の高い位置にあり、日本海を一望できる絶好の展望拠点となっている。また、鳥海山の登山道として利用度の高い象潟口登山道入口を有しており、登山の拠点としても重要な箇所である。</p> <p>本地区の整備にあたっては、鉾立吹浦線によりアクセスが容易であり、駐車場を含めた平地的空間も存在するという地理的特性を生かしつつ、地区周辺の優れた自然環境及び眺望を生かした自然探勝型利用の拠点としての機能の充実に努めるものとする。</p>

整備計画区 及び 基盤施設	整備方針	面積 (ha)			旧計画との関係
第1整備 計画区	<p>既存の大駐車場を核として、博物展示施設や休憩施設を整備し鳥海山の観光拠点の一つとする。また、歩道鉾立二の滝線の象瀧口として、登山者用の宿泊施設や鳥海山、奈曾溪谷、日本海が眺望できる展望施設を整備する。</p>	2.7			一般計画 昭和38. 7.24決定
面積計		国	公	私	
		0	2.7	0	
		2.7			

番号	名称	区域	計画目標
2	湯の台	山形県酒田市 草津の一部	<p>本地区は台地状の火山性高原上に位置しており、主に牧草地となっている。</p> <p>本地区からは、車道湯ノ台滝ノ小屋線を経由することで、鶴間池周辺のブナ極相林や高山帯の植生の分布域に比較的容易に到達できる。</p> <p>本地区の整備にあたっては、地区内の牧草地の空間を活用するとともに、地区周辺のすぐれた自然資源を生かした自然探勝型利用の拠点としての機能の充実に努めるものとする。</p>

整備計画区 及び 基盤施設	整備方針	面積 (ha)			旧計画との関係
第1整備 計画区	<p>既存の家族旅行村を核として、体験的利用の拠点となる施設を整備する。 湯の台地区及び鳥海山東側山域一帯における利用情報の提供やインタープリテーションの拠点として、博物展示施設を整備するとともに、登山あるいは冬季の歩くスキー、山岳スキー等の活動の基地として案内所を整備する。また、炭焼きや工作等の活動を行う作業小屋や天体観測のための施設を整備する。</p>	34.0			一般計画 昭和38. 7.24決定
第2整備 計画区	<p>湯の台地区の利用者のための温泉を活用した宿泊施設等を整備する。宿泊施設は既存の湯ノ台温泉の再整備のほか、高原の景観に調和したペンション形式の施設を新規に整備する。また、宿泊利用者がスポーツ・野外レクリエーションを楽しめるよう、牧草地の開放的な空間を利用して運動場や園地を整備する。 本整備計画区には眺望を遮るものが少ないことから、整備に際しては、利用ルート等からの眺望の保全や人工物の外観デザインに十分配慮する。</p>	45.0			
道路 (車道)	公園外から家族旅行村等の利用施設への到達道路及び管理道路を整備する。				
面積計		国	公	私	
		1.0	60.0	18.0	
		79.0			

番号	名称	区域	計画目標
3	吹浦	<p>山形県飽海郡遊佐町内 国有林 庄内森林管理署 1142林班の一部</p> <p>山形県飽海郡遊佐町 吹浦の一部</p>	<p>本地区は庄内砂丘最北端の海岸部に位置し、月光川河口を挟んで十六羅漢以北の岩礁海岸に面している。車道鉾立吹浦線（鳥海ブルーライン）からも至近の距離にあり、海・山へのアクセスに優れている。また、国道7号、JR羽越本線吹浦駅に隣接し、交通の便に恵まれていることから、本地区を鳥海国定公園の導入部として位置づけ、公園利用に関する情報提供、インタープリテーション活動の中核拠点として整備する。</p> <p>一方、本地区はマリンスポーツ、温泉保養等の拠点としても利用されており、今後もこうした利用の拠点として整備を図る。</p>

整備計画区 及び 基盤施設	整備方針	面積 (ha)			旧計画との関係
第1整備 計画区	<p>白砂青松の開放的な砂丘の空間を利用した海浜レクリエーション地域として整備する。</p> <p>自然のままの海岸線を海水浴場として活用し、公衆便所、駐車場、更衣室、シャワー等の施設は地区内の内陸側に整備する。</p> <p>また、海水浴利用との調整を図りつつ、カヌー、ウインドサーフィンや動力船などの利用の場を整備する。</p>	18.0			一般計画 昭和38. 7.24決定
第2整備 計画区	<p>本地区の玄関口として、宿泊施設・休憩所・博物展示施設等主要な利用施設を集積した地区として整備する。</p> <p>博物展示施設は、鳥海国定公園の自然・文化を紹介するインタープリテーションの中核拠点として整備する。</p> <p>温泉を活用した宿泊・休養施設を整備し、海浜及び山岳レクリエーションや滞在型保養等の利用者に対応する。</p>	6.0			
第3整備 計画区	<p>生育の良好な松林の林間を利用した野外レクリエーション施設として整備する。</p> <p>野営場は、林床をテントサイトとし、一部は自家用車による利用にも対応した質の高いものとして整備する。月光川河岸を親水空間として利用するため、浮棧橋を整備しカヌー等の利用に供する。</p>	7.0			
第4整備 計画区	<p>第1・第2整備計画区の背景をなす風景林として、また、防風・防砂林としてクロマツ林の育成に努めるべき地域であり、施設整備は林内の散策道程度にとどめつつ、防砂林育成の歴史や浜辺の動植物等について学習できる機能を提供する。</p>	17.1			
面積計		国	公	私	
		37.0	11.0	0.1	
		48.1			